



行政手続における押印の廃止について

亀山市は、行政システム改革の観点から、来る1月1日より本市における申請、届出等の行政手続における押印について、原則廃止といたします。この目的は、近年におけるデジタル変革（DX）進展に伴い、今後、行政手続のオンライン化を推進しやすい環境づくりに繋げるものです。

押印廃止につきましては、現在、国におきましても関連法の改正準備が進められておりますが、今回の対象は、市民や事業者の方々に対し、本市が独自に押印を求めている行政手続であり、国の法令等に基づくものを除きます。

本市におきましては、住民票や所得証明の交付申請など、約50件については、既に押印を求めておりませんが、その他、市が押印を求めている行政手続のうち、法令の改正が必要な場合等を除く895件について、見直しを実施し、このうち688件については、手続における押印を廃止することといたしました。

なお、国の法令等に基づき押印を求めている行政手続については、法令等の改正を踏まえ、別途対応してまいります。